

一人一人の心掛けが大切です

ルールを守ろうみんなの公園

●問い合わせ先 都市計画課 都市計画班 ☎(248) 3855

本市にはさまざまな公園がたくさんあります。皆さんが利用している公園とは、一体どのような場所なのでしょう。

公園とは本来、誰もが楽しく利用できる場所です。ルールやマナーを守って初めて、誰もが楽しめる場所となります。

・小さな子どもが遊んでいるところに、放置されたフンがあったらあなたはどう思いますか。

・花火やバーベキューなどの火から大きな火事につながることを考えたことがありますか。

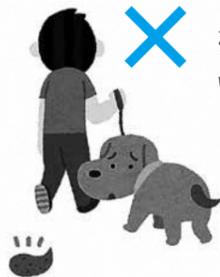
・公園でボールがフェンスに当たると大きな音が、何度も鳴っていたら近所の人はどう思うでしょう。

公園にはたくさんの方が利用者がいることを忘れないようにお願いします。



公園利用の注意事項

①犬、その他のペットの放し飼いやリードを長くしての散歩はしないでください。フンは放置しないでください。



②危険物の持ち込みや、花火・バーベキューなどの火気使用はできません。



③自動車、バイク、自転車などの乗り入れはできません。

④ボール遊びをするときはフェンスに当たったりせず、周りの人の迷惑にならないようにしましょう。

⑤ごみは各自でお持ち帰りください。

申請をお忘れなく

交通災害共済制度が終了します

●申し込み・問い合わせ先 交通防災課 ☎(248) 1555

交通災害共済制度とは、事故当日、本市に住所がある人が交通事故により死亡や負傷した場合に、入院や通院した期間に応じ、交通災害見舞金を支給する事業です。

本制度は8月31日までで終了します。請求対象となるのはことし8月31日までに発生した事故です。

対象者は事故発生の日から1年以内であれば見舞金を請求できます。

▼対象者 8月31日までに交通事故に遭い、交通災害共済制度に当てはまる人

▼申請期限 令和2年8月28日(金) ※9月1日以降の事故分は対象外です。

▼受付場所 交通防災課・西合志総合窓口(御代志市民センター)・須屋支所・泉ヶ丘支所

▼見舞金支給額

・1等級(死亡の場合) 150,000円

・2等級(180日以上治療) 60,000円

・3等級(90日以上180日未満の治療) 40,000円

・4等級(30日以上90日未満の治療) 25,000円
・5等級(10日以上30日未満の治療) 20,000円
※治療のない期間が30日を超える場合はその期間を除きます。

必要書類

災害見舞金請求書	各窓口にあります
事故状況報告書	
印鑑	認め印で可
自動車運転免許証(取得者のみ)	—
交通事故証明書(コピー可)	
診断書・診療報酬明細書の両方(コピー可)または県市町村総合事務組合様式診断書(原本)	自動車保険に使用する交通事故証明書、診断書、診療報酬明細書のコピーで可能ですので、自動車保険会社にお問い合わせください。
事故日以降に発行されたの住民票(コピー可)	市民課・各支所

※死亡の場合や児童の請求は、必要書類などが異なります。詳しくはお問い合わせください。

大地震へ備えておきましょう

危険ブロック塀などの撤去費用を補助します

●問い合わせ先 都市計画課 建築住宅班 ☎(248) 3855

大地震に備え、危険なブロック塀などの撤去費用を補助します。

▼対象

・避難路に面するもの
・ブロック塀などが面する道路面から、80cm以上の高さのもの(擁壁の上に設置されている場合はブロック塀など自体の高さが60cm以上のもの)
・市が安全点検を行わない、安全対策が必要と判断されたものなど

▼補助額 次のいずれか低い額

①撤去工事の見積額
②撤去するブロック塀の長さ(m) × 1万2千円

③20万円

▼募集期限 12月27日(金)

▼必要書類 補助金交付申請書・費用の見積書など

※詳しくはお尋ねになるか、市ホームページをご覧ください。



ご協力をお願いします

くまもと・みんなの川と海づくりデー河川美化活動

●問い合わせ先 環境衛生課 ☎(248) 1202

この活動は有明海などの海の環境悪化が社会問題となったことをきっかけに始まった活動です。県内各地で河川や海岸の清掃活動などが行なわれています。

市でも例年河川の美化活動を行なっており、今年度も左記のとおり計画しましたので、皆さんのご参加をお願いします。

※雨天中止の際は市ホームページで午前6時30分ごろにお知らせします。

▼ところ

上生川(沖田橋付近)

塩浸川(新城橋・江良橋付近)

▼集合場所

上生川：沖田橋
塩浸川：JA上庄倉庫前、栄体育館

▼とき 8月24日(土) 午前7時

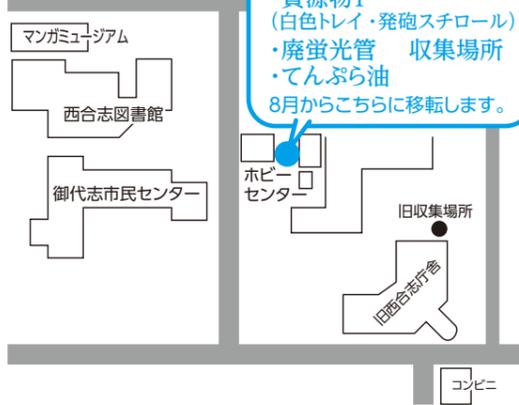
環境通信

問い合わせ先 環境衛生課 ☎248-1202

資源物I・廃蛍光管・てんぷら油の拠点収集場所を移転します

旧西合志庁舎にあった資源物I(白色トレイ)・廃蛍光管、てんぷら油の拠点収集場所を8月から移転します。新しい回収場所は、御代志市民センター道向かいのホビーセンター横(左図)です。ご迷惑をお掛けしますがよろしくお願いいたします。

・資源物I(白色トレイ・発砲スチロール)
・廃蛍光管 収集場所
・てんぷら油
8月からこちらに移転します。



不法投棄は犯罪です

不法投棄は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で禁止されている重大な犯罪行為です。違反者は5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金に処されることがあります。市では不法投棄防止のため、監視パトロールや啓発活動に取り組んでおり、場合によっては警察に通報もしています。住環境をより良いものにしていくためにも、廃棄物の適正処理やマナー向上にご協力をお願いします。



▲山林の不法投棄